

「道」

ー東三国中学校校長室だよりー

生徒指導基準表について（保護者の皆さま）

まず、生徒自身の安全を守ることが中学校の生活指導の根本であり、そのためルールがどの学校にもあると思います。学校のルールは社会のルールの下にあり、絶対にしてはならないことは学校でも社会でも変わらないことは言うまでもありません。そして、学校のルールは大きな事件・事故を起こさぬ前に行動を慎重にさせるためのものであり、常に「その次の次」にあることを視野に入れています。

ゆえに学校のルールは生徒の命を守るためのものでもあるのです。

すべての生徒たちに学校の中で安心して過ごせる環境を提供したいと思います。そのためには「あたりまえのことをあたりまえにする」ことが必要で、そのためには学校のルールをより明確にする必要があると本校では2年前から「段階的生徒指導基準」に取り組み、この9月より指導を開始いたします。

校内での生徒の安全を守るのは教職員の仕事

教員の職務として、授業・学校行事・課外活動を通じて教員は安全を守る責務を負っています。学校生活の中で教員は日々生徒に対してさまざまな指導をおこなっています。生徒の皆さんには先生の指導は耳の痛い「うっとおしい」ことにもなる時があるかもしれません。しかし、真に危険なときや周囲の秩序を著しく乱すときなどは、繰り返し指導します。

しかし、そんなときに生徒から暴言や暴力があった場合は、社会の法の観点からも、本人を冷静にさせ行動をしっかりと顧みることができる指導方法や指導の場所・人員が必要です。その指導が指導基準表に基づく「抽出指導室」です。

※ 指導基準表は別に配布いたします。

平成26年7月11日 発行者 名田正廣

東三国中方式の生徒指導

本校の生徒は小学校時代から温かい地域に生まれ、現在も多くの学校支援ボランティアの皆様に守られながら、安定した学校生活を送っています。本校の指導は生徒全体が自らメリハリをつけて生活を行い「がんばる時」を心得ています。それが、3年生の進路決定であり、体育大会や文化発表会などの学校行事、そして部活動などです。しかし、普段の授業においては居眠りをしている人もおり「日常の中の日常（授業）」においてはまだまだ甘いところがあります。

そんなような状況においては前述したように多少の心の緩みは誰にでもありますが、「これくらいええねん」の延長で起こす大きな問題行動（レベル4・5、レベル3の一部）には校長の責任で一定期間「抽出指導室」で指導を実施します。指導期間中は学校の活動は参加できません。抑止を一番に考えますので保護者の皆様にもこの点を十分にご理解していただきたいと思います。

そして、その指導において最も大切なことは本校ではそのような行動は学校全体で断固許さないというアピールをすることによって、行動を慎重にし、1年で1回も抽出指導室を開く必要のない学校づくりを行うことが必要と考えます。生徒の皆さんにも表について終業式までに全校集会にて生活指導部先生よりあり。

「生徒指導」に関する校長トーク

平成26年7月18日（金）午後7時・図書室

8月25日（月）午後7時・図書室

「学校公開」に関する校長トーク

平成26年9月6日（土）午後1時 東三国センター
※ぜひご参加ください。

『指導基準』に基づく指導者・指導方法・対応

具体的な指導基準表は別記

[考えられる指導者]

[考えられる指導方法・対応]

レベル 1	秩序や規律を乱す行為	・当該教員 ・担任				①随時指導 ②家庭連絡 ③放課後指導	①随時指導 ②家庭連絡 ③放課後指導			①集会指導	日常的な指導	
レベル 2	秩序や規律を乱し周囲に影響を及ぼす行為	・当該教員 ・担任	・学年教員				①随時指導 ②家庭連絡 ③放課後指導	①集会指導			やや重い 日常的な問題行動	
レベル 3	秩序や規律を乱し周囲に被害を及ぼす行為	・当該教員 ・担任	・学年教員	・生活指導部 ・生徒指導主事 【・管理職】	【・関係諸機関に相談する (補導センター ・警察) (子ども相談センター など)】	①随時指導 ②家庭連絡 ③放課後指導	【④抽出室指導 (ガイダンスサポーター)】	①集会指導 ③職員連絡 【(主任会)】	①保護者来校 (家庭訪問)	重い問題行動		
レベル 4	法律に抵触し人権を侵害する恐れのある行為	・当該教員 ・担任	・学年教員	・生活指導部 ・生徒指導主事 ・管理職	・関係諸機関に連携する (補導センター ・警察) (子ども相談センター) など	①随時指導 ②家庭連絡 ③放課後指導	④抽出室指導 (ガイダンスサポーター)	①集会指導 ③職員連絡 (主任会)	①保護者来校 (家庭訪問) ②関係諸機関への通告	【①自主謹慎】 (家庭の協力) 【②出席停止】 (校長通告判断)	法に抵触する行為	
レベル 5	人権侵害や法律に抵触する行為 (重大ないじめなど)	レベル4と同様					レベル4と同様					重大な法に 抵触する行為
		関係諸機関					関係諸機関と連携して指導					

具体的な指導基準は別に配布します